

鎌倉市監査委員公表第1号

地方自治法第199条第5項及び同条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果報告を公表します。

令和5年(2023年)10月17日

鎌倉市監査委員 八木 隆太郎
同 大石 和久

令和5年度 監査結果報告書

1 監査の種類

財政援助団体等監査及び同監査の実施に伴う随時監査

2 監査の対象

(1) 対象団体

公益社団法人鎌倉市観光協会

(2) 担当部局

市民防災部観光課

3 監査の結果

良好に執行されていることを確認した。

4 監査の実施方法

(1) 監査の根拠

地方自治法第199条第5項及び第7項並びに鎌倉市監査基準に準拠した。

(2) 監査の実施期間

令和5年(2023年)4月7日から令和5年(2023年)9月29日まで。

(3) 監査の範囲

ア 対象団体が行った令和4年度の市補助金等に係る出納その他の事務

イ 担当部局が行った令和4年度の対象団体への補助金その他財政的援助に係る事務
及び対象団体に対する指導・監督業務

(4) 監査の実施内容

監査に当たっては、事務が適正に執行されているか否かについて関係者から説明を聴取するとともに、関係書類の調査及び現地調査を行った。